

契約書（案）

1. 契約の目的 AI 議事録作成支援システム（ライセンス使用料）
2. 契約の金額

①AI 議事録作成支援システム使用料	月額	円
	（うち消費税及び地方消費税額	円）
②AI 議事録編集ソフトライセンス料 4 ライセンス	月額	円
	（うち消費税及び地方消費税額	円）
3. 契約の仕様 別紙仕様書のとおり
4. 契約保証金 浦添市契約規則第6条による
5. 契約履行期間 自 令和 8年 6月 1日
至 令和 10年 3月 31日

上記事項について、浦添市長 松本 哲治を甲とし、〇〇〇〇〇 を乙とし、甲乙間に次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約の目的である契約書又は仕様書等記載の物品を、契約書又は仕様書等記載の履行期限内に契約書記載の納品場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
 - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に係る権利、または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の帰属）

第4条 業務に関して、甲の提供する情報をもとに作成される議事録データの所有権は、甲が有するものとする。

（損害の負担）

第5条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由に

よる場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の保証)

第6条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第17条の3第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(検 収)

第7条 甲は、乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、甲はその理由を通知して、甲が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第8条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納品場所において甲に納入するとともに、納品書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 5 第7条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第9条 甲は、第7条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第10条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行期限の延長等)

第12条 乙は、履行期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、甲に履行期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第13条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに物品を納入することができない場合において、履行期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第7条第1項又は第8条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第8条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、履行期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させること

ができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 15 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の支払)

第 16 条 乙は、物品の納入が完了し、かつ、甲の検査に合格したとき、又は第 9 条第 2 項の協議が成立したときは契約金額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、物品を分割して納入し甲の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約金額を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ、甲の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 甲は、前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約金額を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に契約金額を支払わないときは、乙に対して支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に納入しないとき又は履行期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 8 条第 1 項、第 2 項又は第 11 条第 1 項の引換え又は手直し等がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 17 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等

したとき。

- (8) 第 19 条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 17 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前 2 条又は第 23 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第 18 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第 14 条の規定により、甲が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
- (2) 第 14 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

2 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（相殺）

第 20 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（賠償の予定）

第 21 条 乙は、第 17 条の 2 第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 17 条の 2 第 11 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 22 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用する等していると認められるとき。
 - (5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も 5 年間適用する。

4 第 1 項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第 24 条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第 25 条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) この契約の履行のために締結する契約の相手方（以下「当該相手方」という。）が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。また、当該相手方から報告を受

けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

- 2 乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第 23 条第 1 項及び前項により乙が遵守を求められていると同様の内容を約定しなければならない。
- 3 乙が第 1 項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。
- 4 第 23 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前各項の場合に準用する。

(用語の定義)

第 26 条 第 17 条の 2、第 23 条から第 25 条までに掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
- (2) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. アからエまでに掲げるもののほか、契約の履行に関する秩序の維持、安全確保又は契約に基づく業務の実施に支障を生じさせる行為
- (3) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(秘密の保持等)

- 第 27 条 乙は、原文資料の保管及び秘密の漏洩につき徹に責任を持つとともに、業務の施行に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(疑義等の決定)

- 第 28 条 この契約に関し疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
浦添市
市長 松本 哲治

乙

仕 様 書

1 内容

- (1) AI 議事録作成支援システム『AmiVoice ScribeAssist』は、株式会社アドバンスト・メディア社の商品です。
- (2) 受注者は、AmiVoice ScribeAssist の運用支援及び保守サービス業務を行うものです。

2 AI 議事録作成支援システムに係る使用料の支払い

AI 議事録作成支援システムに係る使用料の支払いは、次のとおりに毎月支払うものとする。

使用料支払該当月	支払 月数	システム基本使用料 (税別)	ライセンス使用料 (税別)	【小計】 ※月額使用料(税別)
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
令和 年 月分	1 ヵ月	円	円	円
合 計 (税別)				円

※上記金額に、別途消費税及び地方消費税額を加算いたします。

3. 納品形態

名称	数量
・音声認識システム『AmiVoice ScribeAssist』	・4ライセンス ・USB キー 4 個
・音声認識エンジン	・標準辞書
・マニュアル	・Web マニュアル

4. 音声認識システム『AmiVoice ScribeAssist』

4-1. 基本機能

- (1) Web 会議や商談、会見等、対面・非対面の幅広いシーンで利用できるスタンドアロン型文字起こし支援アプリケーションを提供すること。
- (2) リアルタイムでの音声認識に加え、録音した音声データを取り込んで文字化するバッチ認識にも対応していること。

- (3) 音声認識で文字化されたテキストから順次、修正作業に着手する事ができること。
- (4) 音声の録音からテキストの編集、文字起こし内容の出力まで 1 つのアプリケーション内で行えること
- (5) 視聴用に音声認識で文字化されたテキストや文字起こし内容を別の画面に表示できること。
- (6) 音声の再生やテキストの編集は、キーボード操作だけでも行えること。
- (7) 音声認識エンジンを簡易カスタマイズできる単語登録機能が搭載されていること。
- (8) オフライン（インターネット未接続）の状態でも音声認識が可能なスタンドアロン型であること。
- (9) アプリケーションは、端末（Windows パソコン）にインストールして利用できること。
- (10) ライセンスの提供形態は、以下の 4 種類から選択できること。ただし、契約期間中の変更は不可となる。
 - ・決められた台数の端末にアプリケーションをインストールして利用できるスタンドアロンライセンス（ノードロックライセンス認証）。
 - ・インストール台数に制限がなく、端末に USB キーを接続した時にのみアプリケーションが利用できるスタンドアロンライセンス（USB キーライセンス認証）。
 - ・インストール台数に制限がなく、クラウド上のライセンスを取得することでアプリケーションが利用できるクラウドライセンス（クラウドライセンス認証）
 - ・インストール台数に制限がなく、既設ネットワークサーバー上のライセンスを取得することでアプリケーションが利用できるクラウドライセンス（サーバーライセンス認証）

5. 音声認識・編集機能

5-1. 音声認識機能

<共通機能>

- (1) 音声認識機能は、不特定話者対応で事前に話者の音声の登録・学習が不要であること。
- (2) 音声認識機能は、単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。
- (3) 話し言葉（特に会議特有の話し言葉）が音声認識できること。
- (4) 音声認識の速度を調整できること。
- (5) ユーザー辞書に登録された単語を用いて音声認識ができること。
- (6) 音声認識を停止せずにユーザー辞書に単語を追加登録でき、かつ、即時反映され文字化できること。
- (7) 音声認識エンジンやユーザー辞書に登録されていない単語が認識、編集されたとき、未知語として表示され、単語登録ができること。
- (8) 自動的に句読点の出力ができること。
- (9) 話者振り分けができること。また、振り分けられた話者情報から自動で話者識別できること。

5-2. リアルタイム音声認識機能

- (1) 複数のサウンドデバイスを選択し、音声を入力できること。
- (2) 入力した音声をリアルタイムで音声認識できること。
- (3) 選択したサウンドデバイスごとに発言者の名前を割り付けることができ、その発言者ごとに認識結果を表示することができること。

5-3. 音声ファイル認識機能

- (1) 音声ファイル（MP3,WMA,WAV, M4A）、動画ファイル（WMV,MP4）に対し、音声認識できること。

6. 表示・編集機能

6-1. 表示機能

- (1) 認識結果を発話時間、発話者、発言内容の項目に分けて表示できること。
- (2) 発話時間の昇順で表示できること。
- (3) 認識結果、編集結果を別の画面に表示できること。

6-2. 編集機能

- (1) 発言内容単位で音声を聞きながら認識文字列を修正・編集できること。（バッチでの音声認識時）

- (2) 発言内容の削除ができること。
- (3) キーボードショートカットのカスタマイズが自由に設定できること。
- (4) キーボードとマウスを使用して編集作業ができること。
- (5) キーボードのみでも(マウスを使わなくても)編集作業ができること。
- (6) 編集結果を Microsoft Word、Microsoft Excel、テキストファイルで出力できること。
- (7) 音声データのみを音声ファイル(WAV または M4A)へ出力ができること。
- (8) 重要な単語(キーワード)を設定する事で、テキスト化された発言内のキーワードをハイライト表示できること。
- (9) 発言内容ごとに、「重要チェック」「決定事項」等のタグをつける事ができ、編集中やテキストファイル出力後に該当箇所を確認しやすくてできること。
- (10) 発言内容に対して絞り込み検索ができること。
- (11) 絞り込み検索において、タグ、出席者、キーワード等で検索を絞り込むことができること。
- (12) 絞り込み検索で絞り込んだ内容のみをテキストファイルに出力できること。

6-3. 音声再生機能

- (1) 一つの発話の編集が終了したら、自動的に次の発話の編集に入り、音声も自動再生できること。(バッチでの6音声認識時)
- (2) ピッチを変えずに音声の再生速度の変更ができること。
- (3) 選択した発言内容の音声をループ(繰り返し)再生できること。

6-4. 保存機能

- (1) 音声認識した音声や認識結果、編集結果は自動的に保存できること。
- (2) 保存したデータは一覧で表示できること。
- (3) 保存したデータを削除できること。
- (4) データ保存フォルダを任意の場所に変更できること。

7. 動作環境・ハードウェア仕様

7-1. 動作環境

- (1) CPU : インテル® Core™ i5 プロセッサ (最大 2.5GHz) 以上
- (2) メモリ : 8GB 以上
- (3) ハードディスク : 1GB 以上の空き容量 (インストール時)
- (4) CD-ROM ドライブ : インストール時に必要
- (5) OS : Windows® 10 日本語版 64bit 版
 - ※32bit 版(×86)には対応していません。
 - ※Mac、Linux には対応していません。
 - ※.NET Framework4.6.0 以降がインストールされていること。
 - ※Office (Word、Excel) がインストールされていること。
 - ※仮想化環境 (仮想デスクトップ、仮想アプリケーション) ではインストールや動作を保証いたしかねます。
- (6) その他ハードウェア : マイク入力端子・ヘッドフォン端子 (または USB ポート)
 - ※音声入力や音声再生時に必要となります。

8. インストール条件

- (1) Web サイトから最新版のインストーラーをダウンロードできること。
- (2) Microsoft Edge (EdgeHTML 版)、Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome (最新版)、Mozilla Firefox (最新版) に対応していること。
- (3) 管理者権限でのインストールが可能なこと。

9. 保守サポート

- (1) メールによるサポートサービスを行うこと。

- (2) 不具合発生時に復旧対応を行うこと。
- (3) アプリケーションの定期バージョンアップを行うこと。
- (4) 製品バグフィックス及び最新マイナーバージョンアップモジュールの提供サービスを行うこと。
- (5) Windows の OS や Web ブラウザのバージョンアップに対応すること。

個人情報を取り扱う契約の特記事項

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接、または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

2. 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、及び第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

3. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託先の業者名、再委託の内容及び業務執行の場所を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。また、当該受託者に対しても、この契約の内容を遵守させなければならない。

(複写及び複製の禁止)

4. 乙は、個人情報のすべて、または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。甲の許可を受けて複写し、または複製したときは、当該複写物、または複製物を焼却、裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

5. 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意をもって当たるものとし、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(返 還)

6. 乙は、契約を終了したとき、または甲が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(立入検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立入検査、または調査し、乙に対して必要な報告を求め、または委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

9. この契約による業務の処理中に不良、または不用品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について、甲と協議するものとする。

(損害賠償)

10. 乙が前記、各条項に違反し、甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。